

身体拘束ゼロ対策等行動制限防止に係る規程

社会福祉法人 慈愛会
特別養護老人ホーム 田平ホーム
短期入所生活介護事業 田平ホーム

身体拘束ゼロ対策等行動制限防止に係る規程

(総則)

第1条 特別養護老人ホーム田平ホーム及び短期入所生活介護事業田平ホーム(以下「施設」という。)では、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行なわない。

2 施設では身体拘束に関し、次の方針を定め、常に施設内に周知徹底させ、身体拘束ゼロを目指す。

① 身体拘束を必要としない状態の実現を目指し、全職員が一丸となって身体拘束防止に取り組む。

利用者の人格を尊重し、全職員が身体拘束防止に関して共通の認識と行動を持つように努める。

事故が起きない環境を整備し、臨機で柔軟な体制を確保する。

常に代替的な方法を考慮し、やむを得ず身体拘束を行なう場合は、極めて限定的に行う。

(目的)

第2条 利用者の自立を支援することを目的として、人権擁護の観点から日常生活の質を保障するため「介護の本質」とは何かを全職員で討議し、身体拘束ゼロの介護実践に向けて活動する。

(身体拘束ゼロ対策運営委員会の設置)

第3条 前条に基づき利用者に対して適切な判断と具体的な対応を図るため、身体拘束ゼロ運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、毎月1回(必要に応じてその都度開催)開催し、利用者に対する身体拘束廃止及び緊急やむを得ない場合の身体拘束の必要性について協議し検討を重ね熟慮し決定する

3 委員会委員の構成

委員会委員は、次に掲げる者で構成する。

(1)施設長

(2)生活相談員

(3)看護主任

(4)機能訓練指導員

(5)介護主任

(6)介護支援専門員

(7)介護職

(8)その他施設長が必要と認める者

以上をもって組織し、委員長は、施設長がこれにあたる。

4 委員会は、職員に対し身体拘束ゼロに関する研修指導を適宜行なう。

5 「身体拘束ゼロ対策運営委員会」は、別紙に定める。

(身体拘束ゼロ運営委員会での協議)

第4条 第1条の2項の の規定により利用者の身体拘束を行なう必要性が生じた場合、委員会は次の内容に基づき検討を行なう。

- ① 利用者又は他の利用者等の生命及び身体が危険にさらされる可能性が著しく高いと判断された場合。
身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する方法が無いと判断された場合。
身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(身体拘束その他行動制限について)

第5条 利用者が前条における要件を全て満たしていると委員会が判断した場合は、遅滞することなく、委員長は、職員に対して次の内容を指示する。

- ① 利用者又は家族へ連絡を行い、身体拘束に関する説明書(様式第1号)に基づいて利用者又は家族へ対し詳細な説明を行なう。
利用者又は家族の同意を得た上で利用者に対して身体拘束その他行動制限が行なわれる場合は、利用者の態様、時間及び心身の状況を記録する。
身体拘束その他行動制限が行なわれている場合は、解除することを目標に委員会において、緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録(様式第2号)に基づき継続的な会議を開催する。

(附則)

この規定は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成18年10月 1日から施行する。

身体拘束に関する説明書

1. _____様の状態が次の①、 _____を全て満たしておられるため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束をさせていただきます。
2. ただし、解除することを目標に検討を行なうこととお約束いたします。

①利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いと判断されるとき。
身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する看護・介護方法が無いと判断されるとき。
身体拘束その他の行動制限が一時的である。

| | |
|----------------------------|--|
| 個別の状況による拘束、行動制限の理由 | |
| 身体拘束、行動制限の方法 (場所・内容・部位) | |
| 拘束、行動制限の時間帯 及び時間 | |
| 特記すべき心身の状況 | |
| 「拘束、行動制限の開始及び解除の予定」 | |
| 平成 年 月 日 時 分より | |
| 平成 年 月 日 時 分まで | |

上記のとおり実施いたします。

平成 年 月 日

特別養護老人ホーム 田平ホーム
施設長 萩尾 章

「利用者、ご家族の記入欄」

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

平成 年 月 日

氏名 _____ 印 _____
(本人との続き柄 _____)

様式第2号 (第5条 身体拘束その他行動制限について)

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録簿

| | | (利用者氏名) 様 | |
|--------------|--------------------|-----------|-----|
| 年月日時間 | 日々の心身の状態等の観察・再検討結果 | 会議参加者名 | 記録者 |
| 年 月 日 時 分 | | | |
| 年 月 日 時 分 | | | |
| 年 月 日 時 分 | | | |
| 年 月 日 時 分 | | | |
| 年 月 日 時 分 | | | |
| 年 月 日 時 分 | | | |
| 年 月 日 時 分 | | | |
| 年 月 日 時 分 | | | |
| 年 月 日 時 分 | | | |